

賛助会員の募集

「被害者支援センターえひめ」の活動は、皆様からの会費や寄付金等により運営されています。

皆様の温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

賛助会員年会費

個人会員 ー□ 1,000円
法人・団体会員 ー□ 10,000円

寄付のお願い

金額は問いません

振込先

「郵便局」ご利用の方

振替口座 01680-4-55218

「銀行」ご利用の方

伊予銀行森松支店

口座番号／普通預金 1682674

愛媛銀行末広町支店

口座番号／普通預金 8918637

口座名義人／公益社団法人

被害者支援センターえひめ

理事長 武井義定

賛助会費は

支援活動（電話・面接相談、警察・検察庁・裁判所・病院等への付添い支援、日常生活支援）、人材育成（支援員の養成研修等）、広報啓発活動等の事業や運営の経費に充てさせていただきます。

お問い合わせ・連絡先

被害者支援センターえひめ

電話 089-905-0170

ご存知ですか？

被害者支援センターえひめのことを

被害者支援センターえひめは、犯罪にあわれた方やその家族が苦しみから立ち直り、元の平穏な生活を取り戻すための支援を行っています。

当センターは、愛媛県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、被害者やご家族の同意のもとに、警察からの情報提供により、早い段階から被害者支援を行っています。

まずはお電話ください

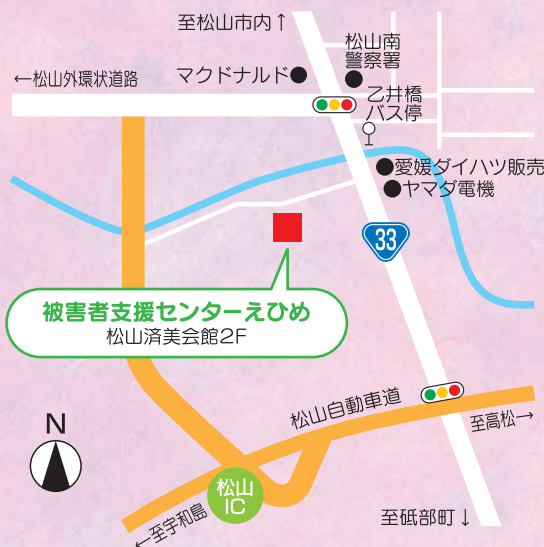
相談電話 **089-905-0150**

相談日：火曜日～土曜日

受付時間：午前10時～午後4時

（祝日・年末年始はお休みです）

* 面接相談は、事前予約が必要です。



犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

会社の社員が 犯罪被害者となったら

犯罪の被害者は、
事件後、つらい思いをしながら
暮らしています。



愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **被害者支援センターえひめ**

電話 **089-905-0170**

FAX **089-905-0160**

Eメール info@shien-ehime.or.jp

〒791-1114 松山市井門町544番地4

社員や家族が 犯罪の被害にあったら

犯罪の被害者は、事件後、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

身心の不調

精神的ショックにより、心身に不調をきたします。

生活上の問題

医療費の負担、失職、転職、転居等により経済的に困窮します。

周囲の人の言動による傷つき

周囲のうわさ話や取材報道により精神的な被害を受けます。

加害者からの更なる被害

報復危害などの恐怖感や不誠実な言動に苦しめられます。

捜査、裁判に伴う様々な問題

時間的・身体的な負担や事件を思い出し、つらい思いをします。

会社への影響

犯罪被害者等の悩みや苦しみを軽減・回復するためには、被害者の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。しかしながら現状では

- 社員自身の長期入院
- 家族の死去や長期入院などによる時間的負担と心的ストレス
- 心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係に支障
- 治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤

などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

職場復帰のサポート

犯罪被害者の方が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるように仕事内容の配慮等に取り組んでいきましょう。

- パワハラ等の問題と同様に、職場管理者やリーダーに対して、被害者に対する対応についての教育や研修を実施する。
- 被害者からの相談や職場に復帰した時、誰が対応するのかなど職場の相談体制や受け入れ体制・環境づくりのための社内体制を整備する。
- 復帰ステップの一例として、短時間勤務も選択肢の一つとする。
- 被害者の「職場復帰支援プログラム」を策定する。
- 被害回復のための休暇制度を導入する。

など